

第一六四回 參議院運輸委員会會議錄第二十一號

昭和三十二年五月七日(火曜日)午前十時四十分開会

説明員

日本国有鉄道副總裁 小倉 俊夫君

発議者衆議院議員木村俊夫君より提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(木村俊夫君) ただいま

につきまして、提案者を代表いたしま

し上げます。

本船を中心として、小型船は、

現在総数約二万三千二百隻、百七十五

万重量トンに及びますが、これらの船

舶によつて輸送されますものは、石

炭、鉄鋼、石材、砂利等、わが国基礎

産業の重要な物資であります、昭和三十

年度における総輸送量は、約三千七

百七十五万トンに達しております。こ

の輸送量は、わが国の内航総輸送量の

六十三・五%に相当しており、海運に

おいて小型船の占める地位は、まこと

に重かつ大なるものがあるものであり

ます。

しかししながら、この小型船による輸

送を担当している小型船海運業者の実

態を見ますと、九十多以上の者がいわ

ゆる一ぱい船主でありまして、個々

別々に無用の競争を行い、運賃は不当

に低いものとなつております。

従いまして、当然その経営状況は、

きわめて悪く、資本の食いつぶしに

よつて維持されているといつても過言

ではありません。その結果、船

体は老朽化し、海難率も高くなり、積

荷保険料も高率なものとなりまして、

このことがまた低運賃への悪循環で、

不振を恒常化している

のであります。

このような小型船海運業の事態を改

善し、近代的合理的な中小企業とし

て、小型船海運業の健全な発達をはか

り、もつて、わが國經濟の発展に寄与

せん。

こうして、小型船海運業者が、自主

的に小型船海運業の合理化、安定化を

はかるのであります。それが員外者

の行為によつて乱される場合には、運

輸大臣が事業活動の規制に関する命令

を発することにより小型船海運業の安

定を達成することとなつております。

以上が、小型船海運組合法案の提案

理由と概要であります。何とぞ慎重

御審議の上、すみやかに御可決され

よう御願い申上げます。

○委員長(戸叶武君) 本案の質疑は、

海運業の安定をはかるうとするのが、

この法律案を提出する理由であります。

速記やめて下さい。

[速記中止]

○委員長(戸叶武君) 速記をつけて下

さい。

モーターボート競走法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

まず、衆議院の修正点について、衆

議院議員關谷勝利君より説明を願い

ます。

○衆議院議員(關谷勝利君) ただいま

議題になりましたモーターボート競走

法の一部を改正する法律案の修正の動

議を提出いたしました者といつしまし

て、その理由を申し上げます。簡単に

説明を申上げます。

御承知のようにわが國周辺の海域

は、特殊の気象現象のため、海難事故

が続出をいたしました、貴重な人命が

出席者は左の通り。				
委員長 戸叶 武君	理事 江藤 智君	委員 成田 一郎君	相澤 重明君	相澤 重明君
國務大臣 柴谷 要君	木島 虎藏君	松浦 清一君	木島 虎藏君	木島 虎藏君
高良 とみ君	三木與吉郎君	大倉 精一君	市川 房枝君	市川 房枝君
木村 勝利君	木村 勝利君	木村 勝利君	宮澤 鳥夫君	宮澤 鳥夫君
福永 一臣君	山下 正雄君	山下 正雄君	古谷 善亮君	古谷 善亮君
○委員長(戸叶 武君) 小型船海運組合法案を議題にいたします。	○委員長(戸叶 武君) 御異議ないと認めます。それでは私より木島虎藏君を理事に指名いたします。	○委員長(戸叶 武君) 小型船海運組合	○委員長(戸叶 武君) 小型船海運組合	○委員長(戸叶 武君) 小型船海運組合

失われるのみならず、海運界は毎年多額な損害をこうむつておるのであります。たとえば海難統計によりますと、昨年一ヵ年間におきまする海難船舶は五千四百九十五隻の多数に上り、また積荷並びに船舶に与えた見積り損害額は尖に四百億円の巨額に達しておる実情であります。これら海難の防止につきましては、海上保安庁を始め民間各団体においてそれぞれ対策を講じて鋭意努力を続けておりますが、経費の関係上所期の目的を達しておられないことは、まことに遺憾にたえない次第であります。よってこの際、本法案に基きますところの交付金の一部を海難防止に関する事業に使用し得るように改めまして、これら事業の活発なる活動を促進し、もって船舶航行の安全確保に寄与せしめようとするのが、この修正案の目的とするところであります。

以上、はなはだ簡単であります

が、修正の趣旨を御説明申し上げます。

○委員長(戸武武君) それではこれよ

り質疑に入ります。御質疑のおありの

方は順次御発言を願います。

○松浦清一君 修正点についての御説

明がございましたが、海難防止に関する事業という、その事業を営んでおる方をやっているのは、

○衆議院議員(關谷勝利君) これは、

大体モーターボートで上つて参ります

るのですね、この海難防止の仕事

をやつておるのは、

○衆議院議員(關谷勝利君) これは、

大体モーターボートで上つて参ります

るところのこの資金といいますもの

で、こういう方面に融資あるいは助成

ができるというふうな方法を考えまし

ても、金高が非常に小さいのでありま

すので、あまり多くを期待することは事実上無理であろうと思いますが、水難救済会あたりがやつておりますと、

あるいは融資というふうな面を講じまして、そうしてその活動を容易にした

いというのが、大体の何といいます

か、現実的な考え方なのであります。

○松浦清一君 關谷さんも多分お聞きになつておられるだらうと思いますけれども、海員救済会あたりが海難防止に類似した事業をやつしているのですね。た

とえば航海中に乗務員が大けがをする

というような、そういうような事故が起つたときは、電信で処方のことの打ち合せをやつたり、いろいろこの事業をやつておられることは御承知の通りです

が、これを改正するということをお考へになった際に、救済会のやつておる

ような事業がこの海難防止事業の中に含まれると御理解になつたのか、また

らつしやらないか。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは、

大体的には名前は、そういうふうな団体の名前等はあげておりません。ただ、

水難救済会が具体的にあがつてきたの

なかつたのですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) このは具體的にきめられております。その航行

安全審議会の決議に基きまして、私どもとしましては、できる限り一つ海難

防止のためにこの交付金を利用していく

べきだ、こう考えておるわけであります。

○松浦清一君 船舶局長に、ちょっと

こまかくなりますがれども、具体的

に、それじや海難防止事業に補助をする

というのですか、そういう具体的な

行為をする場合にどこがそれをきめる

わけですか。役所の方がきめる——あ

る程度がせいぜいではなかろうかと

いうふうなこともありますが、大体

やりたいが、そこまでは現実の問題と

してできないのではなくうか。やり

たいのはやりたい、こういうふうなこ

とで、でき得る範囲内のことをしてよう

ではないかと、それには一応法文として

で、でき得ることにしておいてはどう

であるかということでありまして、そ

の範囲の中へは含めてはおりますが、

現実の問題といいたしまして、そこ

までやり得るかどうかということは、

資本繰りの関係でどうかというふうな

話もあったのであります。

○松浦清一君 大体その改正をされる

ということの話し合いをなされるとき

に、今おっしゃる程度のこと以外に、

しかば具体的にどういう団体、どう

いう海難防止に関する仕事をやってい

ます。この關谷先生のお答えにありました

通り、具体的な打ち合せをいたして

おますが、ただいま運輸省におきま

す。この關谷先生のお答えにあります

通り、私どもの考えておりますことを

ちょっと申し上げてみたいと思いま

す。この關谷先生のお答えにあります

通り、この海上航行安全審議会というのがござ

ります。あそこで海難防止のいろいろな案について、今具体的に協議をさ

りますが、ただいま運輸省におきま

す。この海上航行安全審議会というのがござ

ります。

○衆議院議員(關谷勝利君) その通りでございます。

○政府委員(山下正雄君) 關谷先生に

おきましては、具体的な個々の

議会におきましては、根本的な海難防止の

ケーズでなくして、根本的な海難防止の

振興といふことも一つの大きな目的になつております。しかし、私ども從来船舶局といたしまして、船の海難を防止するということが非常に困難なものでございます。と申しますのは、たくさんの方の数の上の大半は小さい船の海難が多いわけでござります。従いまして、これらの海難を防止するには、何らかのやはり啓蒙宣伝をするとか、または事實上のいろいろの技術的な問題について、船長または機関長等に教育をするというような措置をやるにいたしましても、なかなか費用ができにくい。しかも、それらの団体が非常に微弱でございますので、資金の捻出が困難なわけでござります。従いまして、これに対する措置というものがなかなか行われない。ところで、このモーター・ボートは実は海上で行う競技でございまして、海から上った金の一部をやはり海に還元するのが筋が通るのでないか。まあ先ほど申しまして、たゞ工業の振興、改善といふことでも大きな目的になりますけれども、しかし、具体的に海難を防止するということも大きな魅力である、しかも、効果のある仕事じゃなかろうかといふふうに存じまして、かねがねそういうふうに考えておったわけでござります。法制局に参りまして、一處その話を申しましたけれども、あまりいろいろなものを入れるのは好ましくないというような担当者の御意見もございました。法制局に参りまして、一處その話を申しましたけれども、あまりいろいろなものを入れるのは好ましくないとして、私どもはやはり法律が通りませんと今後の運営に困りますので、そぞくも言えませんので、一応、じゃ一つ引つ込めますということで、ざつ

いろいろタッチして参つたわけでござりますが、ところが、この海難を防止するということが非常に困難なものでございます。と申しますのは、たくさんの方の数の上の大半は小さい船の海難が多いわけでござります。従いまして、これらの海難を防止するには、何らかのやはり啓蒙宣伝をするとか、または事實上のいろいろの技術的な問題について、船長または機関長等に教育をするというような措置をやるにいたしましても、なかなか費用ができにくい。しかも、それらの団体が非常に微弱でござりますので、資金の捻出が困難なわけでござります。従いまして、これに対する措置というものがなかなか行われない。ところで、このモーター・ボートは実は海上で行う競技でございまして、海から上った金の一部をやはり海に還元するのが筋が通るのでないか。まあ先ほど申しまして、たゞ工業の振興、改善といふことでも大きな目的になりますけれども、しかし、具体的に海難を防止するということも大きな魅力である、しかも、効果のある仕事じゃなかろうかといふふうに存じまして、かねがねそういうふうに考えておったわけでござります。法制局に参りまして、一處その話を申しましたけれども、あまりいろいろなものを入れるのは好ましくないというような担当者の御意見もございました。法制局に参りまして、一處その話を申しましたけれども、あまりいろいろなものを入れるのは好ましくないとして、私どもはやはり法律が通りませんと今後の運営に困りますので、そぞくも言えませんので、一応、じゃ一つ引つ込めますということで、ざつ

くばらんな話で恐縮でございますが、そういう経過でございました。ところが、いろいろ話して参りますと、やはりいろいろタッチして参つたわけじやないかという御意見が出まして、これはぜひ一つ議員の提案をされまして御修正を願えれば、われわれは喜んで応じたい、こういうふうな書き方もございました。私ども決して海難防止を初めから考えなかつたわけではないわけでございまして、考えておつたわけでございます。

○相澤重明君 今のに関連して、關谷さん、今の船舶局長の答弁を聞いておると、特に海難防止について、非常に今までの宣伝等も不足しておりますし、あるいはまた団体としても力が弱い、そこで、船長にしろ船員にしろ、あるいは、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやるのがよからう。なお水難救助れば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような総合的なものもある。そういうような組合もある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやるのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやるのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやるのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやるのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

止——先ほど山下局長が申しておられたように、小型船が非常に海難が多かったようになりますと、その運航に対する補助をすることが一番適切ではなかろうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるべきこと、それを指導してやのがよからう。なお水難救助すれば、またモーター・ボート連合会といふふうのものもある。そういうような組合がある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合といふのであれば、漁船組合といふものもあります。またモーター・ボートのよきたいいきたい、こういう趣旨だと思うのであります。そうすると、特に船長とか船員の安全に対する心配は、そういう船舶関係業者にしろ、できることは、非常に海難防止につきましては非常に具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防

るということは考へておらないわけでござります。

○柴谷要君 まあ政府の態度が明らかになつてきましたから、それでは具体的に質問を一つしてみたいと思う。

モーターボート競走法によつて目的とされることは、いわゆるモーター

ボートの改善であるとか、あるいは船舶用機関の改良、こういうことで今日までやつてこられたようですが、どれだけの進歩をしたか、具体的に一つ御説明をいただけるならば一つやつていただきたい、局長の方から。

○政府委員(山下正雄君) モーター

ボート競走法が施行されまして以来、直接のモーターボートのエンジンについては相当改善をされております。それでどういう点が改善されておったか、その具体的な資料を今実は持つておりますせんけれども、いろいろのモ

ターボートの機関の改良または船自体の改良につきまして、委員会を競走会に設けましていろいろ改善をやつております。競走の当初におきましては、よくモーターボートが波をかぶりましてエンジンがすぐにストップするとい

うわけで、観客が、まるでモーター

ボート競走はエンジンストップを見に来るようなものだ、というような批判も相当あつたわけであります。しかし、最近におきましてこれらの機構が相当

この納入金の、今後の交付金の運用によりまして、今までいたしておる

内燃機の修繕を容易にするというよ

うな効果を、この納入金の運用によりま

して今までいたしておるわけでござ

ます。従いまして、今後といえども、

この納入金の、今後の交付金の運用、

使用につきましては十分留意をいたし

て、一般的な機械工業の振興の面とい

うことにつきましては、資料も差し上

げてござりますけれども、船用機関、

船舶用内燃機の性能の審査をやるとか、

または船舶用補機の型式の統一に関する調査をやるとか、または船舶用小型内燃機関等の使用材料の品質の向上並びに標準工作法に関する調査研究をするとか、また新型直流電動ウインチの試作研究をやるとか、また船舶用機関等の技術講習会を行ふとか、また品質管理の講習会を開催するとか、船舶減速機車の設計及び工作法に関する調査研究をやるとか、または高速小型内燃機関の性能向上に関する調査研究をするとか、または造船関係海外技術の調査研究をするとか、または最初に解釈した

とめて。
〔速記中止〕

○委員長(戸叶武君) 速記をつけて下さい。

○柴谷要君 運輸大臣にお尋ねをいた

したいのであります

が、最近國鐵労組

の処分を中心に、公企業休職員の問題

が、大臣談話あるは記者会見等に

して発表されたのをきづかけとし

て、連日新聞をにぎわしております。

そこで、もとより当事者

の——主として私は國鐵についてお答

えいたしますが、実力行使に関する法

規の違反に連なる処分に対しまして、

政府といしましては、この措置をもつ

て、仲裁裁定を完全に実施いたしました。この措置につきましては、幾らか見解の相違はあるかもしませんが、私ども政

府といしましては、この措置をもつて、仲裁裁定をもつて、仲裁判定を完全に実施いたしました。この措置につきましては、幾らか見解の相違はあるかもしませんが、私ども政

府といしましては、この措置をもつて、仲裁判定を完全に実施いたしました。この措置につきましては、幾らか見解の相違はあるかもしませんが、私ども政

府といしましては、この措置をもつて、仲裁判定を完全に実施いたしました。この措置につきましては、幾らか見解の相違はあるかもしませんが、私ども政

であります。私どもが最初に解釈した

と、今日の結論と一致してきている、

まさに実施しているのだ、こういうよ

うことがあります。私どもが最初に解釈した

と、今日の結論と一致してきてている、

まさに実施しているのだ、こういうよ

うことがあります。私どもが最初に解釈した

と、今日の結論と一致してきていている、

まさに実施しているのだ、こういうよ

うことがあります。私どもが最初に解釈した

う言われている。まことに大臣の見解は私は大いに尊重もし、かつ敬意を払っている。ところが、同じ政府の中にはりながら、大臣とはいえども所管の違う大臣が、国鉄労組の処分の問題について、どこで言つておられるのかよくわからせんけれども、地方に出で堂々と発表している。そういうことになるというと、前回私がお尋ねした人事権の問題がぐらついてきた。他の省にいつ移ったのか、こういうことを聞きたくなる。そこで、運輸大臣に一つぜひお尋ねをしておきたいことは、閣内においてもそんなに意見の違いがあるのか、それとも今後これらの問題としておつくるのか、これを一つ明らかに、大臣の心境をお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍馬君) よくわかりました。ただいまのお答えが的をはずしておつたわけあります。

員の処分の問題は、今日正直に実際申し上げますと、これはもう国鉄総裁にあります。

し上げますと、これはもう國鐵から申

し上げた点について裏も表もないことだけを申し上げます。

○柴谷要君 運輸大臣を私は責めようとはさきさら思つておらない。ただ、連日新聞をにぎわしておる問題が、やはり多くの国鉄職員なりあるいは公企

体職員を刺激しているこの問題なんですが、こういう問題が今お尋ねをします

るというと、まだ明白になつておらないといふにもかかわらず、地方に大臣がきましたらば私どもにも報告をし

てもらつて、そうして他の省の所管の企業体との間の検討も一応は遂げなけ

れればいけないのだろうと、こう考えておられます。従つて、私は初めから申し上げたように、情報は国鉄の当局者からも聞いておりませんけれども、はつき

りました。ただお尋ねについては私は政治的な取扱いをこれはすべきものじやない、法規に従つてはつきりおやりにな

るがいいでしよう、その結論が出たら私は伺う。実のところその結論はまだ

いるは一両日中、明日あたりまでには

発表がないなら行かない、こういう回答をしたところが、重大な発表をする

とき、こういうことであつたので中央からついて行つた。ところが、その記者

諸君の所へ行つたという。ところが、大臣が何か発表するなら行くけれども、

発表がないなら行かない、こういう回答をしたところが、重大な発表をする

とき、こういうことであつたので中央からついて行つた。ところが、その記者

がついてくるかどうか、こういうことでも、それにかかっておられたところが、

それで、私は今まで来ておらぬと言うことがありますけれども、労働大臣が地方に出られると、そのときに、中央の新聞記者諸君が、

それが國鐵労組が少し行き過ぎがあつた、しかし、権力を握つてい

て、それが國鐵労組が少し行き過ぎがあつた、しかし、権力を握つてい

て、それは運輸大臣がお隠しになつておられる。そうなるてくるという

と、これは運輸大臣がお隠しになつておられるのか、それはわからせんが、そ

れは閣内ではすでに決定をしてお

だというお話をありました。もちろん私ども関するところでもなし、政府と

して、自分の見解と情報交換の際に語つたものが、新聞紙に現われたの

だというお話をありました。もちろん私ども関するところでもなし、政府と

あつたのです。それも限度がありますから、もうその程度で政府としては主文をもととして実施してゆくよりない、そこで、千二百円の予算上の措置といふものをとつて、なおその他に残つておるものについても将来においてこれを調整する、こういうことであります。これらは將來に調整する、この二は将来に譲る、こういう見解である予算の措置をしたのであります。ところが、昨日の労組に対する仲裁裁定の返事は、今までの返事等より見て、私どもの見方としてはもつと具体的になつたと思う。政府の予算措置としては、千二百円の予算の、つまり前年度に加える予算のなによつてもうそれでいいのだと、しかしながら、まだ残つてゐる問題についても、政府が今度とった措置としてはやはりそれでいいのだと、まあしまいの方にちよつとあいまいなところがありましたが、物事はこれで八〇%か九〇%は私どもの、正直にいつて見解通り、強弁をすれば一〇〇%ということでしようが、まあ八〇%、それならまあこれで今日まで柴谷さんがおっしゃる通り、今回も実施しなかつたと言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 そうしますと、大臣、まあ今のお話を聞いておりますといふと、結局、まあまだその労使の中でお互いにこの仲裁裁定を解説する場合にも、政府側の建前に立つても、やはり主文以外のものについては、若干の二だけをこの際引いてもらつて、三分の二は将来に譲る、こういう見解である予算の措置をしたのであります。ところが、昨日の労組に対する仲裁裁定の返事は、今までの返事等より見て、私どもの見方としてはもつと具体的になつたと思う。政府の予算措置としては、千二百円の予算の、つまり前年度に加える予算のなによつてもうそれでいいのだと、しかしながら、まだ残つてゐる問題についても、政府が今度とった措置としてはやはりそれでいいのだと、まあしまいの方にちよつとあいまいなところがありましたが、物事はこれで八〇%か九〇%は私どもの、正直にいつて見解通り、強弁をすれば一〇〇%ということでしようが、まあ八〇%、それならまあこれで今日まで柴谷さんがおっしゃる通り、今回も実施しなかつたと言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 そうしますと、大臣、まあ今のお話を聞いておりますといふと、結局、まあまだその労使の中でお互いにこの仲裁裁定を解説する場合にも、政府側の建前に立つても、やはり主文以外のものについては、若干の二だけをこの際引いてもらつて、三分の二は将来に譲る、こういう見解である予算の措置をしたのであります。ところが、昨日の労組に対する仲裁裁定の返事は、今までの返事等より見て、私どもの見方としてはもつと具体的になつたと思う。政府の予算措置としては、千二百円の予算の、つまり前年度に加える予算のなによつてもうそれでいいのだと、しかしながら、まだ残つてゐる問題についても、政府が今度とった措置としてはやはりそれでいいのだと、まあしまいの方にちよつとあいまいなところがありましたが、物事はこれで八〇%か九〇%は私どもの、正直にいつて見解通り、強弁をすれば一〇〇%ということでしようが、まあ八〇%、それならまあこれで今日まで柴谷さんがおっしゃる通り、今回も実施しなかつたと言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 臣はいかがですか。これは仲裁裁定の趣旨から見ても、非常に納目的には理解ができます。ところは団交でおやりなさい、こういふことに言つては、若干まだ解説のできないところもある、しかし、本題は政治的に言える、しかし、本来の解釈上からいけば八〇%ぐらいのところじやないか、こういうお話を聞きました。まあ大きいくらい、国民の前にいえば一〇〇%完全実施をするのだといふことは、政治的に言える、しかし、本題は組合側の立場に立てば、お互いに今後問題をなくしていく、すつきりした形で一つ国鉄の輸送力の増強に国民の期待にこたえていこうというには、やっぱりなま殺しにされておつてはなかなかすつきりしないと私は思うのですね。従つて、そういう解説について、今後もなお仲裁裁定の出された趣旨というものを尊重をして、できるだけ早くそれを直していく、こういふのが大臣のお考えだと思う。それは、今後もなお仲裁裁定の出された趣旨というものを尊重をして、できるだけ早くそれを直していく、こういふのが大臣のお考えだと思う。それはまあ非常に進んだことのように私ども受け取れるのですけれども、やはり現実は八〇%というのは、裁定を完全に実施しておらない、こういう組合側の実施しておらない、こういう組合側の見解が立つのはこれは当然だと思うのですが、まあ政府が政治的に実施しておらぬ、こういうことを言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようにしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 臣はいかがですか。これは仲裁裁定の趣旨から見ても、非常に納目的には理解ができます。ところは団交でおやりなさい、こういふことに言つては、若干まだ解説のできないところもある、しかし、本題は政治的に言える、しかし、本来の解釈上からいけば八〇%ぐらいのところじやないか、こういうお話を聞きました。まあ大きいくらい、国民の前にいえば一〇〇%完全実施をするのだといふことは、政治的に言える、しかし、本題は組合側の立場に立てば、お互いに今後問題をなくしていく、すつきりした形で一つ国鉄の輸送力の増強に国民の期待にこたえていこうというには、やっぱりなま殺しにされておつてはなかなかすつきりしないと私は思うのですね。従つて、そういう解説について、今後もなお仲裁裁定の出された趣旨というものを尊重をして、できるだけ早くそれを直していく、こういふのが大臣のお考えだと思う。それはまあ非常に進んだことのように私ども受け取れるのですけれども、やはり現実は八〇%というのは、裁定を完全に実施しておらない、こういう組合側の見解が立つのはこれは当然だと思うのですが、まあ政府が政治的に実施しておらぬ、こういうことを言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようにしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 よくわかりました、大臣の苦しい心情は。そこで、しかしこれはいわゆる大臣のそういう親心といふもので、国鉄の労使ができるだけ前進をさせて、そうして将来のいい慣行を作るということにやはり今後の指導をお互いにこの仲裁裁定を解説する場合にも、政府側の建前に立つても、やはり主文以外のものについては、若干の二だけをこの際引いてもらつて、三分の二は将来に譲る、こういう見解である予算の措置をしたのであります。ところは団交でおやりなさい、こういふことに言つては、若干まだ解説のできないところもある、しかし、本題は政治的に言える、しかし、本来の解説上からいけば八〇%ぐらいのところじやないか、こういうお話を聞きました。まあ大きいくらい、国民の前にいえば一〇〇%完全実施をするのだといふことは、政治的に言える、しかし、本題は組合側の立場に立てば、お互いに今後問題をなくしていく、すつきりした形で一つ国鉄の輸送力の増強に国民の期待にこたえていこうというには、やっぱりなま殺しにされておつてはなかなかすつきりしないと私は思うのですね。従つて、そういう解説について、今後もなお仲裁裁定の出された趣旨というものを尊重をして、できるだけ早くそれを直していく、こういふのが大臣のお考えだと思う。それはまあ非常に進んだことのように私ども受け取れるのですけれども、やはり現実は八〇%というのは、裁定を完全に実施しておらない、こういう組合側の見解が立つのはこれは当然だと思うのですが、まあ政府が政治的に実施しておらぬ、こういうことを言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようにしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二といふものをどういうふうにして消してゆくかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨にのつて、できたならば給与を受ける側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである。こういう見解を持っております。

○相澤重明君 まあ大臣も大へん苦しむんですけれども、今度の場合でも、このだけ思い切つてやつたら一つ御納得が頗るかも知れぬ、こう思つておられます。しかし、法規に違反したものは法規に従つてやる、こうしたことだらうと思ふりますが、実際に申し上げましても、

と、政府は別に春闘の問題について、

国鉄の処分の問題については直接手を下す

のじやない、国鉄当局が手を下す

のである、こうですね。

○國務大臣(宮澤龍勇君) そうです、
むろん。

○相澤重明君 そういたしますと、
どういうことになりますかな。一
体閣議で、先ほど大臣の言われたの
は、国鉄の処分の問題が十人とか三十
人、四十人とかということは大臣自身
は聞いておらぬが、新聞では発表され
たとか、あるいは他省——他省という
のは、郵政とか電通とかの、そういう
振り合いのものを一應見なければ
ならぬだろうというようなことを言わ
れておりますが、その点はどういうこ
となんですか。これは。

○國務大臣(宮澤龍勇君) それは処分
はむろん国鉄の当局者がその責任にお
いてやります。しかし、これはその国
鉄当局者のやる処分そのものを適正な
ものであるか、また時宜を得たもので
あるか、それらについては、監督の立
場にある運輸省においてやはりこれは
緊密な連絡をとつて間違いないよう
にしていく、こういうことにすぎない
のであります。それからまた政府と
しては、監督の立場から国鉄の当局者
がする措置と、また他の企業体のする
措置とを比較してみて、やはりそれに
相當にその当局者の責任が尽されてお
るかおらないかということは見なけれ
ばならぬと思いますから、そういう意
味において私は先ほど申し上げたの
です。

○相澤重明君 そうしますといふと、
いわゆる最終的には政治的な立場とい
うものもやはり若干出てくると、こう
しては五〇%、あるいはまた仲裁裁定
の実施についても政府側は一〇〇%
というけれども、組合側が追及してい

いことは言い得るわけですね。つまり
国鉄当局が処分をするのであるけれ
ども、緊密な連絡あるいはまた適正で
あるか適正でないかということを、や
はり所管の大臣として運輸大臣は見な
ければならぬ、他省のこともやはり引
き合いに考えなければいかぬ、こうい
うことであるから、これはやはり最終
的には政治的な配慮というものがあ
る、こう考えられます。その点はそ
ういうことです。

○國務大臣(宮澤龍勇君) 処分に対し
ては、その政治的な指示を与えるとい
うようなことはありません。ただ
監督者としての立場から、その各企業
体の経営者が十分な責任を尽しておる
かいかなかということを見るということ
だけであります。

○相澤重明君 そうしますと、あくま
でも処分については国鉄当局のもので
あるという理解が成り立つわけです
ね。先ほどのお話を仲裁裁定あるいは
団体交渉、そういう問題についても、
これはまあ政府の国民に発表する前
では一〇〇%であるけれども、実際に
はなかなか組合を納得させる段階には
ない、八〇%とあなたが譲席な気持で
御発表があつたけれども、組合側から
れない、こういうことになるわけで
す。そうするというと、いわゆる当局
が処分を一方的にこれはするというこ
とにすれば、これはなかなか大へんな
問題になるわけなんですね。そこで、
先ほど柴谷委員も言ったように、処分
については十分配慮をしないと団体交
渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定

ければ五〇%にしかなっておらぬ、こう
いうふうに処分だけは全部完全にやる
ことがあります。その点はきょうは大臣
がおいでなんですから、大臣に主とし
て、この点については、これはあとは
一つお互いに話していくたいと思う
のですが、そこで、やはり新聞の問題
ですが、官房長官あるいは労働大臣
が、国鉄当局の責任の問題についても
處するものが五〇%なり六〇%しか実
際には実行ができないといった場合
に、一方的にですよ、一方的にいわゆ
るものが五〇%なり六〇%しか実
際には実行ができないといった場合
だけであります。

○相澤重明君 そうしますと、あくま
でも処分については国鉄当局のもので
あるという理解が成り立つわけです
ね。先ほどのお話を仲裁裁定あるいは
団体交渉、そういう問題についても、
これはまあ政府の国民に発表する前
では一〇〇%であるけれども、実際に
はなかなか組合を納得させる段階には
ない、八〇%とあなたが譲席な気持で
御発表があつたけれども、組合側から
れない、こういうことになるわけで
す。そうするというと、いわゆる当局
が処分を一方的にこれはするというこ
とにすれば、これはなかなか大へんな
問題になるわけなんですね。そこで、
先ほど柴谷委員も言ったように、処分
については十分配慮をしないと団体交
渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定

少しまりません。

○相澤重明君 そうしますと、
あなたに今度はやはり監督のいわゆる
責任のある立場の大臣としてお尋ねを

しておきたいのですが、国鉄当局が、
つまり労使の紛争を解決するための団
体交渉である、この団体交渉権という
ものは法によって守られております
ね。そうでしょう。法によつて守られ
ておるものが五〇%なり六〇%しか実
際には実行ができないといった場合
に、一方的にですよ、一方的にいわゆ
るものが五〇%なり六〇%しか実
際には実行ができないといった場合
だけであります。

○相澤重明君 まあこれ以上私もこの
問題については質問をしたくありません
が、少なくとも——まあ私もやはり組
合側の心情というものをくんで、少し
遠慮して、大臣の言うことは、人情大
臣であるから、謙虚な氣持で言われて
おる。しかし謙虚な氣持で言われて
おる。しかも重要な閣僚なんですから、そ
ういう点について、官房長官やあるいは
労働大臣が言われたことについてどう
考へなければならぬだろうと、こうい
うようなことが出されておったと思う
のです。大臣は非常に、それはなかなか
か言いにくいくことだと思うのですが、
しかし、あなたも閣僚ですから、そ
ういう点について、官房長官やあるいは
労働大臣が言われたことについてどう
考へなければならぬだろうと、こうい
うふうにお考へになりますか。

○國務大臣(宮澤龍勇君) 私はそんな
ことを言はずはないと思っておりま
すが、もしそういうことが新聞に出て
おつたとすれば、官房長官や労働大臣
の言つたことがその通りうまく載つて
おらなかつたという感じじゃないかと
思ひます。

○相澤重明君 そうすると、新聞記事
は、まあ一つの新聞記者の考え方によつ
て受け取つたのだ、そういうこと
が結局出されたのだ、だから、政府と
しては別にそういう考え方方はな
いと、特に担当大臣としては、別に打
ち合せもしたことはない、こういうこ
となんですね。

○國務大臣(宮澤龍勇君) まあ大体に
おいて新聞記事が間違つたとも申しま
せんけれども、私の関するところでは

判断を願つて、世間もやつぱり良識を
もつて、大体世間の良識で物事を判断
していくと思うのです。その意
味において私どもは今日の立場におい
ては、政府の今度やつたことは、まあ
一〇〇%、もし言葉を強くいえば十二
分にやつたと言えるような気持は持つ
ておるのですが、これはおののの立
場ですから、ごく遠慮した気持のとこ
ろをさつき一部ちょっと申し上げただ
けのことであります。

○相澤重明君 まあこれ以上私もこの
問題については質問をしたくありません
が、少なくとも——まあ私もやはり組
合側の心情というものをくんで、少し
遠慮して、大臣の言うことは、人情大
臣であるから、謙虚な氣持で言われて
おる。しかし謙虚な氣持で言われて
おる。しかも重要な閣僚なんですから、そ
ういう点について、官房長官やあるいは
労働大臣が言われたことについてどう
考へなければならぬだろうと、こうい
うふうにお考へになりますか。

○國務大臣(宮澤龍勇君) 私はそんな
ことを言はずはないと思っておりま
すが、もしそういうことが新聞に出て
おつたとすれば、官房長官や労働大臣
の言つたことがその通りうまく載つて
おらなかつたという感じじゃないかと
思ひます。

○相澤重明君 そうすると、新聞記事
は、まあ一つの新聞記者の考え方によつ
て受け取つたのだ、そういうこと
が結局出されたのだ、だから、政府と
しては別にそういう考え方方はな
いと、特に担当大臣としては、別に打
ち合せもしたことはない、こういうこ
となんですね。

○國務大臣(宮澤龍勇君) まあ大体に
おいて新聞記事が間違つたとも申しま
せんけれども、私の関するところでは

わゆる組合側がいろいろ一方的にやつた場合には、これは強い意思というものはあるし、またその実力行使というものも私は行わる、こう思うのであります。そういうことを避けるように私は大臣がお骨折りをしていただきたい、このことをお願いをして私の質問を終ります。

○市川房枝君 ちょっと簡単に今の問題に関するお伺いしたいと思うのですが、相澤さんがちょっとおっしゃったんです、春闘処分の発表になっておりましたときに、新聞に、二十三日の抜き打ちストは責任が組合だけでなく、国鉄にも運輸省にもある、とか、国鉄や運輸省にも手落ちがあったんだと、だからその抜き打ちストの分は処罰をしない、春闘だけについてすれども、こういうふうな記事が出ておりましたのですが、まあ、一体それが事実かどうか、といいますか、そういう記事が出る根拠が一体どこにあるのだと、こういうふうな記事が出ておりましたのですが、まあ、一体それが春闘処分からも伺いたいと思います。この記事といいますか、かりに國鐵の副総裁からも伺いたいと思います。この記事といいますか、かりに國鐵の副総裁からも全部それは事実でない、というような、さつき運輸大臣としては、そういうことは考えていないということでありましたけれども、しかしその新聞を見ますと、大衆としては、春闘よりも抜き打ちストで被害をこうむつておる、非常にあれに対しても、これは处罚の対象としないということは、結局何だか運輸省と国鉄と労働組合と、みんななれ合いで、何だかそれだけ問題にしないのだと、こういう印象を実は受けるのであ

りまして、その点がはなはだどうも、もう少し理由を聞いておるところにやはりと思うわけです。つけ加えて申しますが、春闘に対する処分も、私はまだ二十三日の抜き打ちストに対しては、どうも納得がいかないと思いますので、その点のお答えをちょっと願いたいと思います。

○國務大臣(宮澤赳勇君) 今のお話の、新聞記事がどういうふうに出たかが、やはり処分をしないなんというふうなことは、どこからも言っておるはずがないと思います、はつきりと。それから、しばしばもうあの当時の予算委員会並びに衆参両院の運輸委員会で申し上げましたことと、二十三日の問題については、私どもは手続としても対しては処分をしないなんというふうな立場で、そこからも言つておるはずがないと思います、はつきりと。それだけではなくて、将来に対する保証ということが私は強く打ち出されておるむちといふのは、やはりこのことだけではなくて、将来に対する保証という立場で、厳しい自己批判がなされなければ、世間の目は許さないと思つておられます。この新聞といいますか、かりにそれが新聞記事だから全部それは事実でない、というような、さつき運輸大臣の御答弁では、そういうことは考へておられませんけれども、私はあの質疑応答を聞いていて、ほんとうに涙が出来ました。これはほんとうにどうしてこ

ういうふうに、相互間ににおける誤解や不協が生まれたか。今運輸大臣は、給与を受ける方の納得のいくような方法で問題を解決すべきであるという基本方針を示されたのですが、なぜこういふ基本方針というものが、この段階にいかないまでに、政府なり、國鐵当局なり、労組間において、ほんとうにひざを突き合せて話し合いができなかつたのか。私はこれは言い過ぎかもしれないけれども、政府、國鐵当局、國鐵組、三位一体となつて問題の解決に当らなければ、世間に申しわけがつかないのじやないか。しかも、非常に私はこれが、世間に現われてゐるのだと、政府は政府の立場が正しいと言つておれば、世間の目は許さないと思つておられます。あの新聞に現われてゐるのだと、政府は政府の立場が正しいと言つておけば、世間の目は許さないと思つておられる立場で、厳しい自己批判がなされなければ、世間の目は許さないと思つておられます。運輸大臣は運輸大臣としてそれに対するそれが正しいと言つて、國鐵労組の方は、自分たちの立場は間違つてないのではないか、政府に対する信頼がおかなかつたらと、言つておりますが、いざこれにして、この仲裁裁定が、いづれにしても、この仲裁裁定がいないのであり、政府に対する信頼が、運輸大臣は運輸大臣としてそれに対するそれが正しいと言つて、國鐵労組共同の責任というのとを運輸大臣は言つておりますが、そういうこと

が、しかし、人柄がよくつてもその言動というものは、この大切な時期に、何という軽率な発言かと感じております。私は朝日新聞で十年間新聞記者をやっておりましたが、大臣になつた後、いろいろ新聞に載ることは大切かもしれませんけれども、いかなる立場で、いかなる言動を自分たちは行わなければなりませんかといふことは、重要な責任だと思います。そういうことが政府の大臣においてもなされ、今までなされたといったことが、不信の積み重ねになつてゐるのだろうと思います。しかし、市川さんが言われたように、運輸大臣は運輸大臣として問題を解決するの求めてゐるのは、私は過酷な处罚といふことでなく、責任は回避すべきではない、やつぱり将来に対する保証を、ただ労働組合にだけ押しつけられたというのでなく、政府みずからも自分をむち打ち、國鐵当局、それから労組、三位一体となつて問題の解決に當らなければ、世間に申しわけがつかないのじやないか。しかも、非常に私はこれが、世間に現われてゐるのだと、政府は政府の立場が正しいと言つておれば、世間の目は許さないと思つておられる立場で、厳しい自己批判がなされなければ、世間の目は許さないと思つておられます。運輸大臣は運輸大臣としてそれに対するそれが正しいと言つて、國鐵労組共同の責任というのとを運輸大臣は言つておりますが、そういうこと

が、しかし、人柄がよくつてもその言動といふことは、この大切な時期に、何という軽率な発言かと感じております。私は朝日新聞で十年間新聞記者をやっておりましたが、大臣になつた後、いろいろ新聞に載ることは大切かもしれませんけれども、いかなる立場で、いかなる言動を自分たちは行わなければなりませんかといふことは、重要な責任だと思います。運輸大臣は運輸大臣として問題を解決するの求めてゐるのは、私は過酷な处罚といふことでなく、責任は回避すべきではない、やつぱり将来に対する保証を、ただ労働組合にだけ押しつけられたというのでなく、政府みずからも自分をむち打ち、國鐵当局、それから労組、三位一体となつて問題の解決に當らなければ、世間に申しわけがつかないのじやないか。しかも、非常に私はこれが、世間に現われてゐるのだと、政府は政府の立場が正しいと言つておれば、世間の目は許さないと思つておられる立場で、厳しい自己批判がなされなければ、世間の目は許さないと思つておられます。運輸大臣は運輸大臣としてそれに対するそれが正しいと言つて、國鐵労組共同の責任というのとを運輸大臣は言つておりますが、そういうこと

が、しかし、人柄がよくつてもその言動といふことは、この大切な時期に、何という軽率な発言かと感じております。私は朝日新聞で十年間新聞記者をやっておりましたが、大臣になつた後、いろいろ新聞に載ることは大切かもしれませんけれども、いかなる立場で、いかなる言動を自分たちは行わなければなりませんかといふことは、重要な責任

りますが、宮澤運輸大臣の所信を私は承わりたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍勇君) はなはだ不敏でこの重責に当つておりますけれども、御趣旨に沿つてできるだけの一つ処置をしていきたいと思います。

○市川房枝君 私の質問に、小倉副総裁の御答弁をお願いします。

○説明員(小倉俊夫君) 処分に関しましては、ただいま運輸大臣が御答弁になりました通りのことを私どもも考えております。

○市川房枝君 小倉副総裁はその新聞記事をごらんになりましたか。その抜き打ちは、その対象にはしないのだ、それは私が今申し上げたように、國鐵にも運輸省にも手落ちがあつたのだから、という新聞記事ごらんになりましたか。

○説明員(小倉俊夫君) 新聞は私見ました。しかし、新聞のことではありますから真偽のほどは私承知いたしません。

○市川房枝君 それは今お話をようした。しかし、新聞のことではありますから真偽のほどは私承知いたしません。

○説明員(小倉俊夫君) 新聞は私見ました。しかし、新聞のことではありますから真偽のほどは私承知いたしません。

○大倉精一君 今の委員長の御発言是非常に重要な発言だと思うのです。その発言に対しまして、大臣はこれを肯定されて、そのように努力します。と定されて、その責任ある措置を、さつき打ちは、この誠意と努力がなければ国民の期待にこたえることができないのじやないか、こういうことだと思います。これが大臣は肯定をされたのです。これが大臣は肯定をされたのですが、政府とそれから國鐵あるいは組合、この責任をおのおの感ずるという見解をお願いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍勇君) 責任を感じるということは、この重大な事態に私も責任の立場に立つておるはいつもふうにいくことが筋道かということにも感じております。またできごとでございましたら、それに対してどういう処置をしなきやならぬか、またどういうふうにいくことが筋道かということについて、十分責任を感じて処置をしておられます。従つて、労組にしても、あるいは國鐵当局者にして、私どもに私は思うのです。やはりあいつの記事がそのまま出て、それがもし間違つているのだったら、私は当局が適当な機会にそれを訂正していただかないと、みんな、どうなか、どうせなれ合いなんだと、やがてころのない気持を、私は持つてゐるのですから、だから何らかの機会に、早い機会に私はその点をはつきり訂正をしていただきたいと思います。私は國鐵なり運輸当局に対してもそうお願いをしておきます。

○大倉精一君 非常にけつこうな御発言だと思います。そこで、おのおの責任を感じて処置をしなければならない責任のある処置をするその内容、この中身が大事なんです。中身は——日本語ではそういうことをいえばそれで通るので、今おやりになろうとすることは、その責任ある措置を、さつき打ちは、法律に照らして罰する儀式をもつて臨む、この一本の処置しか考へられない。でありますから、さつきも運輸大臣が言われたが、お互いに突っぱり合わないで話し合つて事態の解決をするということ、こういう努力をなされるように、そういう方向に一つあなたは閣内においても政府あるいは國鐵、双方を御指導なさいたいかがですか。新聞等の発表によりますというと、首を切るのだ、処罰をするのだ、仲裁裁定か、あるいは予算が通つたならばやるのだ、この一点だけより國民は知らされていない。あなたのおつしやつた突っぱり合わないでお互いに話し合つていくといふことになります。またできごとが具体的なこれから進め方、これに対する取扱つておきたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍勇君) これは申すまでもないところでありますけれども、世の新聞に現われることは、ニュースということと興味本位であることがやはり目につくものです。だから、そういう記事が集まると思うのあります。ですから新聞に現われた興味ある記事の裏には、少しも興味のない一切の努力が払われておる。その払われておるうちからただ興味のある問題だけが取り上げられて出ておるのでも、やはりこれは新聞の表に現われたことだけでは世間といふものは成り立つものではなくて、そこに現われる前としてあらゆる努力といふものが社会のすべての方面に現われておる。今までの問題についても、この仲裁裁定か

中身が大事なんです。中身は——日本語ではそういうことをいえばそれで通るので、今おやりになろうとする

処分の問題も出る、あるいはその間に

らあるいは実力行使になる、あるいはその間には労組、國鐵当局、私どもの間に、

伺つておきたい。

○國務大臣(宮澤龍勇君) そういう話

し合いにもおのずから限界がありま

す。また現在事実、國鐵の当局者と労

組の間には話し合いが続けられており

ます、すべての面において。従つて、

その纏めが切れるときもありますが、いろいろありますけれども、實態

は私はやはり善意な努力によつてすべ

てが進んでいくと思ってますが、

また新聞の記事につきまして、新聞

の記事は事實を報道しております。ほ

とんど大部分は事實を報道しておりますが、ただ興味本位に書かれた点が誇

大にいわれることは、新聞のやはり実

際のあり方ですから、それに懸れて、

新聞記事の大部分が事實を報道する

同じように、また興味の問題以外に

も——私は興味の問題全部を否定する

と言ふのじゃありませんが、筋道の

立つたところのビジネスなり、生活な

りがちゃんとその裏に動いておるとい

うことをただ申し上げただけであります。

○大倉精一君 今あなたのおつしやつたこと、それからこれも新聞です

たのに対し、最後の締めくくりとし

て委員長から重大な御発言があつた

が、その委員長の重大な御発言に対し

てあなたはどういうふうに考えておる

のか、これから先どうするのか、さつ

が、新聞等でわれわれが知つておるあ

なたの言動というものは全然違う。

突っぱり合いをせずに話し合いをする

と言つておきながら、すでにそ

ういうことを国會で答弁をしておつ

しゃつておる。松浦労働大臣もそういう

ことを言つておる。そう言つてお

て、突っぱり合いをせずに話し合う、

こういうことを国會で答弁をしてお

る。これらが私は割り切れぬところ

がある。

題が始まってから今日まで、私の友たちの話し合いにおいても、閣議の席においても、それから新聞社との会談においても、厳罰をもつて臨むということは一回も言ったことはありません。私は總理大臣の声明の案文にも、断固これを処分するという、断固という字を私は削らした。ただ処分と——絶対にそういうことは言つたことはありません。そういう気持を持っておりません、法規の通り私はやりたいのであります。

○大倉精一君 そこで、閣僚のうちで、今までずっと新聞あるいはあなたの答弁を聞いておりますと、この問題に対して必ずしも一致しておらぬようと思う。松浦労働大臣あたりは非常にはでな報道をしておる。あなたは刑罰をもつて臨まない、罰はなるべく少く、貸をなるべく多くと、こういふ人情的なことをおっしゃつてある。閣内においては全然違う、労働大臣とあなたと。一体岸内閣は、この問題についてどういう方向に向つておるのでですか。おそらくあなたの御主張の通りにいけば、話し合いでもつてやつて、全く余地があると思う。國鉄労働組合は団体交渉をやると言つておる。おそらく國鉄当局にしても、何も好んで首を切つたりなんかしないだろうと思う。それを人事権のない労働大臣が、所管以外の事項に対しても、首を切るのだ、处分をするのだと言うのはもつてのほかだ。そういうふうなことが、こういう混迷を招く根本だと思う。ですから、先ほども相澤君が要望いたしましたけれども、この問題の焦点になつておられる運輸大臣かやはり首切りと一息ばかりじやなくて、双方で話し

合つて理解し合つてゆく、そうして双方が責任を感じながら、円満に解決してゆくという、こういう方向に運輸大臣としては努力をされて、そうしてこの事態の紛糾を未然に防いでゆく、こういう努力をされなければいかぬと思つては今日までもいたしていると思っておりますし、今後も引き続いていたし

かがですか。そういう努力について、力は今日までもいたして、それが、そのですが、そういう努力について、在の國鉄近代五箇年計画の一環としてあります。今後も引き続いていたし

○國務大臣(宮澤胤麿君) そういう努力は今日までもいたして、いつかがですか。そういう努力について、在の國鉄近代五箇年計画の一環としてあります。今後も引き続いていたし

○委員長(戸叶武君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

四月二十六日本委員に左の案件を付託された。

第一八七四号 昭和三十二年四月十五受理
一、國鉄飯田、下呂間鐵道敷設に関する請願(第一八七三号)

第一八九二号 昭和三十二年四月十六日受理
一、國鉄踏切に交通安全施設等設置に関する請願(第一八九三号)

第一八九三号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

一、國鉄上田、豊野両駅間に氣動車運行の運行の請願(第一八七四号)
一、南九州地区の國鉄整備に関する請願(第一八九二号)

第一八七三号 昭和三十二年四月十五日受理
一、國鉄踏切に交通安全施設等設置に関する請願(第一八九三号)

第一八九二号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

第一八九三号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

一、國鉄飯田、下呂間鐵道敷設に関する請願
紹介議員 武治 小虎君
請願者 長野県議会議長 矢島
紹介議員 羽生 三七君 棚橋
請願者 山恒治
紹介議員 迫水 久常君
請願者 鹿児島県議会議長 米

第一八七四号 昭和三十二年四月十五日受理
一、國鉄上田、豊野両駅間に氣動車運行の運行の請願(第一八七四号)
一、南九州地区の國鉄整備に関する請願(第一八九二号)

第一八九二号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

第一八九三号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)

第一八九三号 昭和三十二年四月十六日受理
一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十八日)